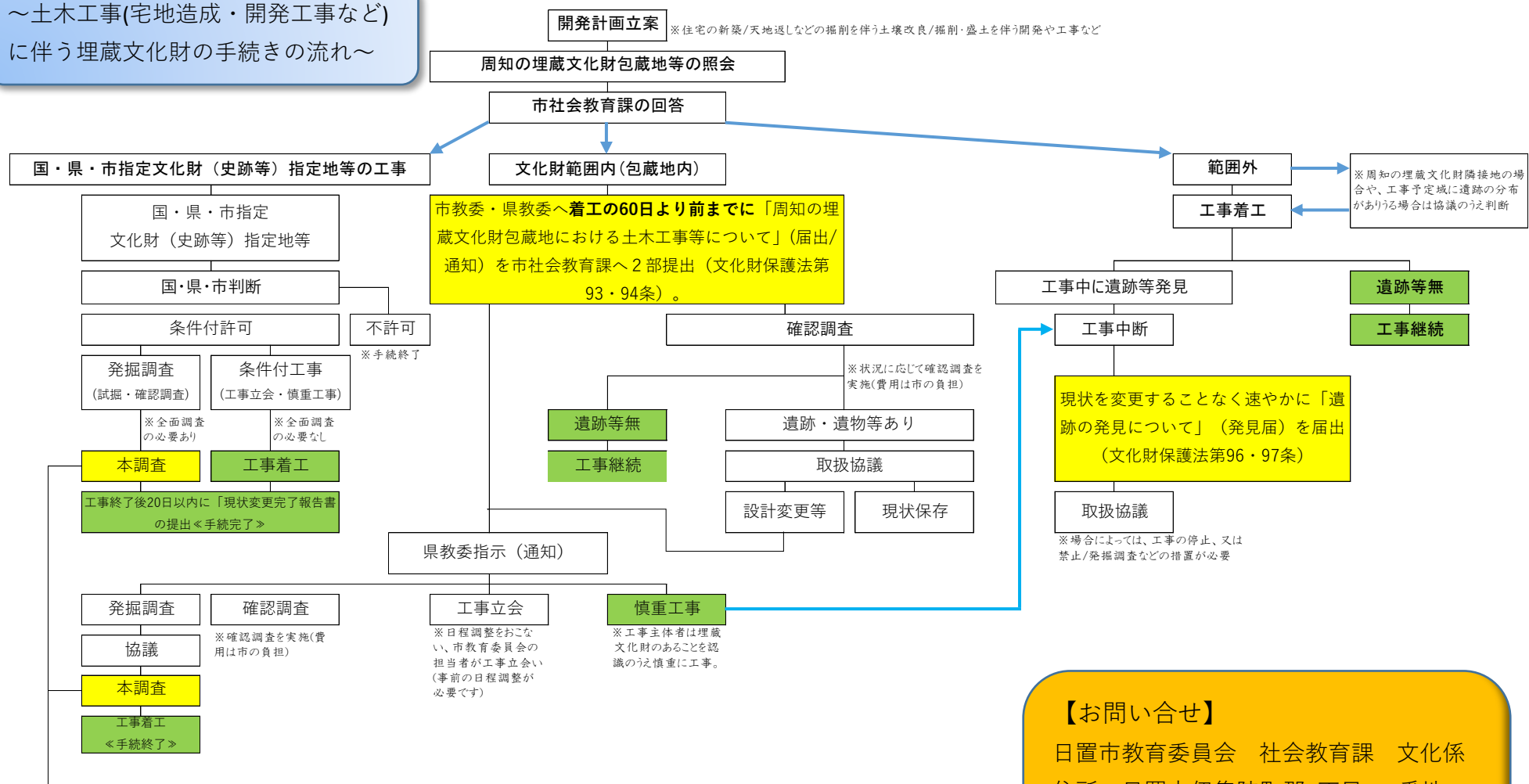


～土木工事(宅地造成・開発工事など)に伴う埋蔵文化財の手続きの流れ～



本調査ののち発掘調査報告書作成。費用は原因者が負担(文化財保護法99条)

※出土品や調査成果は、報告書を作成して公表するとともに、市教育委員会が保管し、展示・公開や教育・研究資料として活用する必要があります。出土品は遺失物法が適用され、その後鹿児島県に所有権が帰属します。土地の所有者は出土品について所有権が生じますが、出土遺物の文化財としての資料価値をご理解いただき、関係権利を放棄していただくようお願いします。

**【お問い合わせ】**  
 日置市教育委員会 社会教育課 文化係  
 住所 日置市伊集院町郡1丁目100番地  
 Tel (099) 248-9432 内線1439  
 Fax (099) 272-3145  
 Email bunkazai@city.hioki.lg.jp